

2022 改正点 専任の宅建士 《#740》

【問】 正誤をつけよ。

専任の宅地建物取引士は、宅地建物取引業を営む事務所に常勤して、専ら宅地建物取引業に従事する者であるから、在宅勤務の者は、たとえ宅地建物取引士の資格を有していても専任の宅地建物取引士とは認められない。✕

【答え】 誤り

《ポイント》 「専任の宅地建物取引士」の専任性について【発展】

「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することをいう。ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。）して、専ら宅地建物取引業に従事する状態をいう。（宅建業法の解釈・運用の考え方 第31条の3第1項関係）

⇒ 在宅勤務でも、「専任性」が認められうる